

<記入例>

成田市地球環境保全協定書

協定内容を事前に確認していただき、必要事項を記入・押印した協定書を市に2部提出してください。  
※A4サイズ用の紙に両面コピーしてください。

成田市（以下「甲」という。）と〇〇会社（以下「乙」という。）は、協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築すること、環境保全策を推進すること、協定を締結する。

協定を締結しようとしている事業者名を記入してください。

（法令の遵守等）

第1条

乙は、環境基本法その他環境関連法令を遵守し、この協定に定める事項について誠実に実施するとともに、その他甲の実施する環境保全策に積極的に協力するものとする。

（地球温暖化防止対策）

第2条

乙は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、フロン類等の温室効果ガスの大気中への排出を抑制するため、必要な処置を講じるよう努めるものとする。

（環境保全計画）

第3条

- 乙は、環境負荷の低減を図るため、環境保全計画を定めるものとする。
- 乙は、社員への環境教育を実施し、本計画における取り組みを全従業員が適切に実施できるよう努めるものとする。
  - 乙は、環境保全計画書及びその進捗状況について、甲に報告するものとする。

（省エネルギー対策）

第4条

乙は、事業所及び事業所の関連施設内で使用する燃料、電気等のエネルギーの使用削減に努めるものとする。

（低公害車の導入）  
第5条

乙は、事業活動に伴って排出される大気汚染物質及び温室効果ガスを削減するため、環境への負荷が少ない自動車（低公害車）の購入及び使用に努めるものとする。

（エコドライブの推進）

第6条

乙は、駐停車時における自動車のエンジン停止（アイドリングストップ）、不要な荷物を積まずに走行、計画的な走行及び公共交通機関や自転車の利用促進等のエコドライブに努めるものとする。

（紙類の使用削減）

第7条

- 乙は、紙類の使用削減に努めるとともに再生製品の利用を推進するものとする。
- 乙は、紙類の再資源化を図るよう分別を徹底するものとする。

（水環境の保全）

第8条

- 乙は、節水、雨水の利用等により水資源の効率的な利用に努めるものとする。
- 乙は、事業所及び事業所の関連施設内において、雨水の浸透を図ること及び地下水の過剰な汲み上げの抑制等により、地下水の保全に努めるものとする。

（3Rの推進）

第9条

乙は、環境負荷の低減を図るため、3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化）に努めるものとする。

# 成田市地球環境保全協定書

(グリーン購入の推進)

## 第10条

乙は、環境への負荷が少ない原材料、部品、製品及び役務の購入に努めるものとする。

(緑化の推進)

## 第11条

乙は、事業所及び事業所の関連施設内の緑化とその維持管理に努めるものとする。

(有害物質等の適正管理)

## 第12条

乙は、人の健康を損なうおそれ又は生活環境に影響を及ぼすおそれのある有害物質等を有する場合は、使用の抑制及び適正な使用・保管を徹底するものとする。

協定締結日から数えて5年先の年度末までの有効期間となります。こちらは市で記入させていただきますので、未記入のまま提出してください。

(有効期間)

## 第14条

この協定の有効期間は、平成〇〇年3月31日までとする。

2. 前項の有効期間は、乙から辞退の届出がない限り、協定締結の日から起算し、以後5年とする。

協定を締結しようとしている事業者の住所・名称・代表者氏名を記入のうえ、代表者印の押印をお願いします。

3. 乙がこの協定に履行していない事項がある場合は、本条第1項と2項の規定に係わらず甲はこの協定を解除することができるものとする。

(適用除外)

## 第15条

この協定の各条項に類似する内容の協定を既に甲及び乙の間で締結していたときは、この協定の各条項に関わらず先に締結している協定が優先されるものとする。

(疑義)

## 第16条

この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、この協定に定めのない事項については、甲及び乙の協議によるものとする。

協定締結日となります。

こちらは市で記入させていただきますので、未記入のまま提出してください。

作成し、記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

甲 成田市花崎町760番地  
成田市  
成田市長 小泉 一成

印

(ここに記入・押印してください)

乙 (住所) 成田市〇〇  
(事業者名) 〇〇会社  
(代表者名) 〇〇 〇〇

印